

3つのテーマから考える

地方創生

ハト子さんとヤマオさんは、鳩山町の“まちづくり”について、よく話し合います。

今日の話題は「地方創生」。二人の会話を通して、地方創生と、鳩山町の取り組みについて考えてみます。

1 地方創生の目的などを「整理」してみよう。

(1) 地方創生の目的

【ヤマオさん】

平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されてから、2年近くが過ぎたね。この間、全国の自治体が地方版の総合戦略を策定するとともに、プレミアム商品券事業や先行型交付金事業を実施してきたけれど、地方創生のための事業が本格化するの、これからだと思う。

そういったなか、鳩山町でも国の交付金を活用する「地方創生事業」が検討されているようだね。今日は、これらの事業を含め、地方創生について話し合ってみよう。



【ハト子さん】

ヤマオさんは、国の交付金を活用する「地方創生事業」に関心を持っているようだけれど、話し合いのテーマを整理することが必要ね。

最初にテーマ1として、地方創生の目的などを整理してみましよう。

次に、テーマ2として、鳩山町の地方創生の基本方針はどうなっているのか確認し、そのうえで、テーマ3として、鳩山町の地方創生事業について検討してみましよう。

テーマ1	地方創生の目的などを「整理」してみよう。
	(1) 地方創生の目的 (2) 国の長期ビジョン・総合戦略
テーマ2	鳩山町の基本方針を「確認」してみよう。
	(1) 第5次鳩山町総合計画における地方創生の位置付け (2) 鳩山町まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容
テーマ3	鳩山町の地方創生事業を「検討」してみよう。
	(1) 地方創生に対する国の交付金 (2) 地方創生加速化交付金事業

【ヤマオさん】

それでは、テーマ1の“地方創生の目的などを「整理」してみよう”から始めよう。

地方創生は平成26年9月に発足した第二次安倍内閣が掲げた重点政策の1つで、「地方の人口減少に歯止めをかけ、東京圏への人口集中を是正し、地方の自律的な活性化を促すための取り組み」と説明されているね。

そして、この地方創生を推進するために「まち・ひと・しごと創生法」が制定されたわけだから、まずは、法律の内容を理解することが大切だね。



【ハト子さん】

「まち・ひと・しごと創生法」の第1条の目的をみると、「潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成＝まち」、「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保＝ひと」、「地域における魅力ある多様な就業の機会＝しごと」の創出を一体的に推進することが「まち・ひと・しごと創生」だということが分かるわね。

まち・ひと・しごと創生法

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に推進すること（以下「まち・ひと・しごと創生」という。）が重要となっていることに鑑み、まち・ひと・しごと創生について、基本理念、国等の責務、政府が講ずべきまち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための計画（以下「まち・ひと・しごと創生総合戦略」という。）の作成等について定めるとともに、まち・ひと・しごと創生本部を設置することにより、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的とする。

(2) 国の長期ビジョン・総合戦略

【ヤマオさん】

まち・ひと・しごと創生法の第2条では基本理念、第3条と第4条では国と地方公共団体の責務が、それぞれ規定されているね。

国の主な責務は「まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に策定して実施すること」、地方公共団体は「地方公共団体の区域の実情に応じた自主的な施策を策定して実施すること」となっているね。

そして国は、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」、地方公共団体は「人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定したわけだね。



【ハト子さん】

国の長期ビジョンでは、「人口問題に対する基本認識」「今後の基本的視点」「目指すべき将来の方向」が整理されているわね。

また、総合戦略では、「基本的な考え方」などとともに、「政策の企画・実行に当たっての基本方針」と「今後の施策の方向」が、右の表のとおり示されているのよ。

【ヤマオさん】

地方公共団体は、人口ビジョンにより、将来の状況を数値的に把握するとともに、国の総合戦略の「今後の施策の方向」を考慮して「地方版総合戦略」を策定したわけだね。

なお、国の財政支援を活用する地方創生事業を検討する場合、「政策の企画・実行に当たっての基本方針」が重要になるようだね。



総合戦略の基本方針と施策の方向

政策の企画・実行に当たっての基本方針

1 従来の政策の検証

縦割り・全国一律・バラマキなどの課題についての対処が必要。

2 創生に向けた政策5原則

自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視の政策原則に基づき施策を展開する。

3 国と地方の取組体制とPDCAの整備

データに基づく総合戦略の策定、各連携（産官学金労言、政策間、地域間）の推進

今後の施策の方向（基本目標）

基本目標①

地方における安定した雇用を創出する

基本目標②

地方への新しいひとの流れをつくる

基本目標③

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

基本目標④

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する